

石巻赤十字病院 奨学金返還支援金貸与規程

(目的)

第1条 石巻赤十字病院（以下、「本院」という。）に勤務する医療人材を確保するため、奨学金を借り受け大学、専門学校等（以下、「学校等」という。）を卒業した職員に対する奨学金返還支援金（以下、「支援金」という）の貸与について、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与対象者の要件)

第2条 支援金貸与の対象となる者の要件は、以下の通りとする。

- (1) 他の組織、団体等から就職を前提とした奨学金の貸与を受けていること
- (2) 貸与対象者は、正職員として採用された新規学校卒業者であること
- (3) 資格が必要な職種は、当該資格の国家試験等に合格すること
- (4) 奨学金借入れ年数の1.5倍の期間を本院の職員として勤務する意志があること
- (5) 連帯保証人を2名立てることができること

2 前項の貸与対象者には本院の奨学生は含めない。

(貸与対象者数)

第3条 貸与対象者の数は、当該入職年度の奨学金貸与枠から既に奨学金を貸与している人数を差し引いた人数を基準とし、弾力的に運用する。

(支援金貸与額)

第4条 貸与額は、貸与対象者が第2条第1項より貸与を受けていた奨学金の返還額とする。ただし、月額5万円に学校等の学則に定める正規の就学月数を乗じた額を上限とする。

(支援金貸与時期)

第5条 貸与対象者に支援金を貸与する時期は、本規程第2条第2項及び第3項の要件を満たした者が、入職した日の属する月の翌月末とする。

(支援金貸与の申請)

第6条 支援金の貸与を受けようとする者は、出願書類と合わせて、奨学金返還支援金貸与願（別紙様式1）ならびに現に奨学金を受けていることを証明する書類を提出する。

(支援金貸与の内定)

第7条 支援金の貸与については、本院において選考を行い、その結果を支援金の貸与を受けようとする者に通知する。

2 選考の方法、時期等については、院長が別に定める。

(支援金貸与の決定)

第8条 支援金貸与の内定した者は、誓約書（別紙様式2）、本人名義の奨学金返還支援金口座振込願（別紙様式3）を病院に提出し、その受理をもって支援金貸与の決定とする。

(保証人)

第9条 支援金の貸与を受けようとする者は、保証人をたてなければならない。

- 2 保証人は貸与を受ける者と連帯して債務を負う。
- 3 保証人の氏名、住所に変更があったとき、又は保証人を変更したときは、直ちに保証人氏名・住所変更届（別紙様式 4）、又は保証人変更届（別紙様式 5）を院長に提出しなければならない。
- 4 保証人は、誓約書及び保証人変更届の提出に際して、印鑑証明書を添付する。

(支援金の貸与方法)

第10条 支援金は、第 5 条に定める時期に貸与決定者の指定口座に振込む。

(返還の免除)

第11条 支援金の貸与を受けた者が、本院の職員となった後、次の各号の一に該当するときは、返還を免除する。

- (1) 第 4 条に定める貸与額の算定基礎となる月数の 1.5 倍の期間を勤務し、貸与対象者の資格に応じた業務（以下、「業務」という。）を行なった場合
 - (2) 労働災害のために業務を継続できなくなった場合
 - (3) その他、院長が該当すると認めた場合
- 2 支援金の貸与を受けた者が進学のため本院に勤務できない期間、及び私傷病等により業務に従事できない期間については、返還を免除する期間から除外する。
- 3 返還金の免除を受けようとする者は、返還免除申請書（別紙様式 6）を院長に提出しなければならない。

(貸与金の返還)

第12条 支援金の貸与を受けた者が、次の各号に該当するときは、支援金を返還する。

- (1) 第 4 条に定める貸与額の算定基礎となる月数の 1.5 倍の期間を満了せずに退職したとき。
 - (2) 職員就業規則第 48 条に定める休職を命じられたとき。
 - (3) 職員就業規則第 74 条に定める懲戒処分を受けたとき。
 - (4) その他、院長が支援金を貸与することを不適切と判断したとき。
- 2 返還の義務が発生した場合、奨学金返還明細書（別紙様式 8）を病院に提出する。

(返還債務の猶予)

第13条 支援金の貸与を受けた者が、院長の許可する大学院、大学、養成学校等へ進学のため本院に勤務できないとき、及び本院又は院長の指定する施設の職員となつて、疾病、負傷等やむを得ない理由により業務に従事できない期間について、返還債務の猶予を受けようとするときは、返還猶予申請書（別紙様式 7）を院長に提出しなければならない。

- 2 院長の許可する大学院、大学、養成学校等へ進学する場合、進学等申出書（別紙様式 9）を院長に提出するものとし、この場合の猶予期間は、その学校等の学則に定める正規の在学期間とする。

(返還金の額と返還期限)

第14条 返還する貸与金の額は、支援金として貸与した額の全額とする。ただし、本院又は院長の指定する施設の職員となった後、第4条に定める貸与額の算定基礎となる月数の期間以内に退職した場合、貸与額全額から支援金の貸与を受けた月数から勤務月数を差し引いた月割相当額とする。

2 勤務月数の算出にあたり、産前・産後休暇、育児休業、介護休業は、勤務日数に含めず、勤務日数が1カ月の所定労働時間に満たない場合、切り捨てる。

3 返還は、原則として貸与金を返還する事由が生じた日の属する月の翌月から3カ月以内に、返還すべき額の全額を返還するものとする。

(返還金延滞の対応)

第15条 正当な理由なく貸与金返還の遅延が続いた場合、本院が債権回収業務を委託契約する法律事務所へ管理回収を委託する場合がある。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、令和2年4月1日より施行し、令和3年4月入職者より適用する。

この規程の一部を令和3年4月1日に改正し、即日施行する。

この規程の一部を令和7年4月1日に改正し、即日施行する。